

2009年11月19日

第3回八王子市職拡大闘争委員

【経過・日程】

《別紙資料1参照》

【報告事項】

1. 高齢者支援・共助の地域ネットワークづくりを考える集会（11/16）

【協議事項】

1. 09賃金確定闘争について

- 1) 他市の状況

東久留米市職 11/17日、議会日程の関係から地域手当のみを先行解決し16日深夜に妥結（地域手当6%引き下げを跳ね返し18%条例を残したまま16%→12%を確保）

都労連 11/17日、妥結（交渉の主な到達点は確定闘争情報No.3）

《別紙資料2参照》

- 2) 交渉経過

11月4日に要求書を提出。

11日の回答指定日に当局側から賃金改定と給与構造改革の対応について提案の考え方を示したい。

事務折衝を開催し

当局側は「賃金改定と給与構造改革合わせて提案したい」

組合側は「この間、労使で確認してきた東京都人事委員会の勧告の賃金改定率（官民格差）のみ議論すべきであり、給与水準の適正化（本俸△4.8%・給与構造改革）は賃金任用労使検討会の中で議論すべきである」

当局側は「給与水準についても協議させていただきたい。ラスパイレスも国を大きく上回り、世論も厳しく市民への説明責任が果たせない。賃金改定と合わせて協議したい」

組合側は「賃金改定と給与水準の見直しをセットでの協議は認められない。給与の水準についての協議は20日のストライキを背景にまとまる話でもない。再度改定率だけの提案しか選択の余地は無い」

当局側は、提案の内容について今一度検討することで事務折衝は終了した。

11月12日再度事務折衝を行う

当局側は「提案については東京都の改定率について提案し、給料表の配分変

更や所要の調整(改定率に伴うマイナス分の調整)など事務手続きに入りたい」としました。《別紙資料3参照》

組合側は、賃金の改定率だけの提案を受けることにし、給料表の配分変更や所要の調整、一時金の期末手当と勤勉手当の配分率。また、臨職・非常勤職員の処遇改善の協議に入ることにしました。

(ここまでは第2回拡大闘争委員会で報告済み)

■11月13日当局側から改定給料表行(一)案が提示され内容について協議

◇給与について

勧告率 $\Delta 0.35\%$ 東京都は地域手当の配分変更(本俸 $\Delta 0.9\%$)を含め給料表を $0\sim\Delta 1.5\%$ の範囲で給料表作成。八王子は本俸の $\Delta 0.9$ を除く $0\sim\Delta 0.6\%$ の範囲で給料表を作成。

《別紙資料4参照》

◇所要の調整について

$\Delta 0.033$ 月に圧縮(残業・扶養・住居手当を除く・調整内容は昨年と同じ)

◇期末勤勉手当について

4.5月分 \rightarrow 4.15月分($\Delta 0.35$ 月)

6月期 期末手当 1.25月 12月期 期末手当 1.5月(現行1.6月)

勤勉手当 0.7月 12月期 勤勉手当 0.7月(現行0.75月)

22年度

6月期 期末手当 1.25月 12月期 期末手当 1.5月

勤勉手当 0.7月 12月期 勤勉手当 0.7月

・期末と勤勉の配分については、国と同じで勤務評価(育休・療養休暇等)に影響を受ける勤勉手当の配分は少ない。

■11月16日給料表行(二)案が提示

行(一)の配分変更の考え方に沿って作成。

《別紙資料5参照》

・行(一)(二)給料表については、賃金の削減幅が少なく100円単位の配分で、号給の少ない人が多く削減される逆転現象もなく了承できる給料表となった。

■給与改定については了承できるとし

・給与改定は平成21年12月1日を実施日とし、期末・勤勉手当を含む公民格差是正分は、平成21年12月期末手当てから 0.033 月分を減額する。

■11月16日～17日に臨職・非常勤職員の処遇改善について交渉

・組合側は「嘱託職員の報酬の改定については行うべきではない。また、正規職員の引き下げ賃金分の原資を元に臨時職員の時間単価アップの改善をすべき」と交渉に望みました。

・当局側は「嘱託の報酬の見直しについては、この間確認してきた改定率を元に見直しをすべきだが、現在、嘱託職員の報酬の見直し協議をしているなかで整理したい。臨時職員の時間単価については2年間時間単価の見直しを行ってきた。賃金水準について他市や民間企業との均衡をはかるなかで見直しを行いたい」

・組合側は、嘱託報酬について賃金確定交渉の中では削減の考えが無いことを確認し、嘱託報酬の見直し協議の中で報酬改善をはかることとする。

また、臨時職員の時間単価についても引き続き改善に向けた協議をすることとした。(11月17日臨職組合に了承済み)

■11月18日都本部へ交渉状況と給与改定の内容について報告

・妥結水準に達していることを確認。

■11月18日執行委員会で今期の給与改定について方針決定

①都本部重点8指標をクリアしている。

②都本部も妥結水準に達していることを確認。

③臨職・非常勤職員の時間単価・報酬についても当局側が前向きな考え方を示し継続協議を確認。

以上3点について妥結水準に達していると判断し、09賃金改定の確認書の整理に入り、拡大闘争委員会で妥結を機関決定することを確認。

《別紙資料6参照》

3) 戦術配備について

1時間ストライキは解除し、20日の早朝ビラ配布行動に切り替える。

①本庁は、区画整理部会、道路事業部会、環境部会、教育委員会部会の拡大闘争委員会の皆さんは、午前8時に組会事務所集合で朝ビラ行動をお願いします。

②各清掃事業所は報告集会とします。

4) 今後の取り組みについて

09賃金確定闘争は、給与改定と賃金水準(給与構造改革)とは切り離し協議してきましたが、総務省や東京都市町村課の財政措置を回避するため、給与構造改革と称し国並みに本給引き下げを提案する予断を許さない状況です。総務省や東京都の外部からの圧力で給与を引き下げるとは労使の自主交渉自

主決着に反することで絶対に認めるわけにはいきません。

この間、労使で地域給問題は八王子市の給与体系にはなじまないとしてきた当局が、国と同じ本給引き下げ率を提案してきた場合は、3年間に亘って賃金任用協議を否定することであり、交渉に応じられない態度で望みます。

継続協議になった臨時・非常勤の処遇改善に向け取り組みを強化すると共に、不当な介入に屈せず、労使自主決着で組合員の生活維持・改善に向けて取り組みます。

2. 脱単純労務職検討会について

加藤副委員長

3. その他

1) 事業本部の取り組みについて

いちょう祭りの参加について

《別紙資料7参照》

2) 水循環部の設置について提案

水行政あり方検討会でまとめた報告書を元に組織変更

《別紙資料8参照》

※次回第4回拡大闘争委員会開催

12月4日（金）午後4時から5時 職員会館第2・3会議室